

◆ 6月13日(水)に納税通知書を発送します

平成30年度の市・県民税をご確認ください

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

市・県民税は金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

《納期限》 普通徴収により徴収する場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。

※土・日曜日、祝日の場合は翌日

給与からの引き落としによって徴収する税額などについては、通知書を事業所へ送付していますのでご確認ください。

なお、確定申告書で給与、公的年金等に係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合には、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。

◆公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となる人へ

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で納める(普通徴収)			年金から引き落とす(特別徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月	
年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

◆特別徴収税額の計算方法は次のとおりです

※前年度からの特別徴収継続者

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成30年度	$(\text{前年度分の年税額} \times 1/2) \div 3$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$		

(例) 公的年金からの特別徴収税額が年税額で12万円の場合(円)

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成29年度	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000
平成30年度	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

◆水を大切にしましょう

6月1日から7日は水道週間です

【問い合わせ】 上下水道部水道工務課

☎ 24-0002 FAX 24-0006

～平成30年度水道週間スローガン～ 『水道水 安全 おいしい 金メダル』

水道は生活になくてはならないものです。水道をはじめ電気やガスなどはライフラインと呼ばれ、市民の生活を24時間休むことなく支えています。

◆水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内の水道工事をする場合は、「上下水道部指定給水装置工事事業者」へお申し込みください。

※工事事業者については、水道工務課へお問い合わせいただくか、市ホームページまたは暮らしのガイドブックでご確認ください。

◆もし水漏れを発見したら

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、家庭の水道料金負担を大きくします。水道メーターから蛇口までの間で水漏れしていたら、まず、メーターボックス

内にある止水栓(元栓)を閉めてください。

修理のご相談は、「上下水道部指定給水装置工事事業者」へお問い合わせください。

※道路や、道路から水道メーターまでの間で水漏れを見つけた場合は水道工務課へご連絡ください。

◆水道メーター取り替えのお知らせ

計量法に基づき、設置後7年を経過した水道メーターの取り替えを計画的に進めています。

該当する家庭には、時期などをはがきでお知らせしたあと、「上下水道部指定給水装置工事事業者」が訪問し、水道メーターを取り替えます。

○水道の給水申し込み・漏水・水道メーターの取り替えなど

上下水道部水道工務課

○検針・開閉栓・料金など

水道お客様センター ☎ 24-0013 FAX 24-0007

◆ 男女共同参画フォーラム

いきいき未来いが2018

【問い合わせ】 人権政策課
☎ 22-9632 FAX 22-9666



だれもがいきいきと生活できる社会の実現をめざし、男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが2018」を開催します。

▲ 昨年のオープニング

市では、3月に企業・事業所・団体による「伊賀市まるごとハタラクカタ応援（イクボス）共同宣言」を行い、地域ぐるみで、男女が共に働き続けられることができる職場づくりに取り組んでいます。

自身の考え方、働き方、生き方をじっくり見つけ、新しい一歩を踏み出す勇気になるフォーラムです。

今年のテーマは、「さあ、改革！『自ら』考え方ハタラクカタ 生き方」です。

【とき】

6月30日(出)
午前11時30分～午後3時45分

【ところ】 あやま文化センター

○ いきいき交流広場

午前11時30分～午後1時30分
伊賀市男女共同参画ネットワーク会議の登録団体に

よる作品等の販売・プチ体験など。伊賀白鳳高等学校も出店します。

○ **オープニングイベント** 午後1時30分～
あけぼの学園高等学校によるファッションショー
高校生の若いパワーがあふれるステージです。

○ **講演会** 午後2時～
演題：「人を『人財』とする万協製薬の人材マネジメント」
講師：万協製薬株式会社 代表取締役社長

松浦 信男さん

三重のイクボスの先駆者、パワフル社長の、ためになること間違いなしの講演です。企業・事業所・団体の皆さん、就職活動中の皆さん、必聴です。



○ 手話、要約筆記あり
○ 無料託児 1歳～未就学児 ※先着10人
※6月18日(月)までに伊賀市男女共同参画センター（人権政策課内）へご連絡ください。

【問い合わせ】

伊賀市男女共同参画センター（人権政策課内）
✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

◆ 自慢の産品をお待ちしています

伊賀ブランド「IGAMONO」認定をめざしませんか

【問い合わせ】 商工労働課
☎ 22-9669 FAX 22-9628



伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な伊賀産品と、その生産や製造などに携わる事業者などを伊賀ブランド「IGAMONO」として認定し、販路の拡大をめざします。

自慢の産品の申請をお待ちしています。

【認定対象】 原則、伊賀地域で生産・製造・加工された産品（一次産品・加工品・工芸品）とその事業者など
※個人事業者は一次産品の申請はできません。

【申請資格】

- ① 農業・林業・漁業または製造業・サービス業を営む事業者など（個人・法人・団体）で、原則として伊賀地域に主な事業所があること
- ② 伊賀市などが賦課徴収する住民税などに滞納がないこと
- ③ 生産・製造・加工・販売などについて、法令などの

規定に違反していないこと

- ④ 責任者や責任の所在が明確で、第三者からの苦情・要望などに対する処理体制が確立されていること

【申請方法】

「伊賀ブランド認定申請の手引」をご覧の上、申請書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて郵送または持参で提出してください。

※申請は1事業者2品目までです。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【審査方法】

書類審査・プレゼンテーション審査

※認定委員会が認定基準に基づいて審査します。

【申請期限】 6月29日(金) 午後5時 ※必着

【申請先・問い合わせ】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地
ハイトピア伊賀2階
伊賀市産業振興部商工労働課